

令和2年6月25日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公印省略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日付け健感発0204第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する現時点の知見及び検査方法の開発状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症について別紙のとおり改正することとしました。当該改正の概要等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

- ・ 「第7 指定感染症」の「(3) 届出基準」における検査方法に抗原定量検査による病原体の抗原の検出」及び検査材料に「鼻咽頭拭い液又は唾液」を追加した。
- ・ 別記様式6-1（発生届）等について、所要の整理を行った。

2 適用日

本日より適用する。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後	現行																		
<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症 1 (略) (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～エ (略) オ 感染症死亡疑い者の死体 (略)</p>	<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症 1 (略) (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～エ (略) オ 感染症死亡疑い者の死体 (略)</p>																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 914 577 954">検査方法</th> <th data-bbox="577 914 1070 954">検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 954 577 1042">分離・同定による病原体の検出</td> <td data-bbox="577 954 1070 1042">喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1042 577 1153">検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出</td> <td data-bbox="577 1042 1070 1153">鼻咽頭拭い液</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1153 577 1233">抗原定性検査による病原体の抗原の検出</td> <td data-bbox="577 1153 1070 1233">鼻咽頭拭い液又は唾液</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1233 577 1305">抗原定量検査による病原体の抗原の検出</td> <td data-bbox="577 1233 1070 1305">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料	検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	鼻咽頭拭い液	抗原定性検査による病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液又は唾液	抗原定量検査による病原体の抗原の検出	(新設)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 914 1601 954">検査方法</th> <th data-bbox="1601 914 2094 954">検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 954 1601 1042">分離・同定による病原体の検出</td> <td data-bbox="1601 954 2094 1042">喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1042 1601 1153">検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出</td> <td data-bbox="1601 1042 2094 1153">鼻咽頭拭い液</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1153 1601 1233">迅速診断キットによる病原体の抗原の検出</td> <td data-bbox="1601 1153 2094 1233">(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料	検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	鼻咽頭拭い液	迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	(新設)
検査方法	検査材料																		
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料																		
検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	鼻咽頭拭い液																		
抗原定性検査による病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液又は唾液																		
抗原定量検査による病原体の抗原の検出	(新設)																		
検査方法	検査材料																		
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料																		
検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	鼻咽頭拭い液																		
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	(新設)																		
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>																		

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届	
都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。	
届出の氏名	報告年月日 令和 年 月 日
印	
(署名又は記名押印のこと)	
従事する病院・診療所の名称	
上記病院・診療所の所在地(※)	
電話番号(※)	
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)	
1 診断（検査）した者（死体）の類型	
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体	
2 当該者氏名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(歳は月齢) 6 当該者職業
7 当該者住所	電話() -
8 当該者所在地	電話() -
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() -
11 症 状	18 感染原因・感染経路・感染地域
・発熱 ・咳 ・咽以外の急性呼吸器症状 ・肺炎像 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群 ・多臓器不全 ・全身倦怠感 ・頭痛 ・嘔気/嘔吐 ・下痢 ・結膜炎 ・嗅覚・味覚障害 ・その他() ・なし	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況：） 2 接触感染（接触した人・物の種類・状況：） 3 その他() ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 ） ※ 複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。 渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可) 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項 ・届出時点の入院の有無(有・無) 入院例のみ(入院年月日 令和 年 月 日)
12 診断方法	この届出は診断書裏面に行ってください
・分離・同定による病原体の検出 検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽拭い液、鼻拭い液、鼻粘膜拭い液、便、唾液、創検材料、その他() 検体採取日(月 日) 結果(陽性・陰性) ・検体から核酸増幅法(PCR法 LAMP法など)による病原体遺伝子の検出 検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽拭い液、鼻拭い液、鼻粘膜拭い液、便、唾液、創検材料、その他() 検体採取日(月 日) 結果(陽性・陰性) ・抗原定性検査による病原体の検出 検体：鼻粘膜拭い液 検体採取日(月 日) 結果(陽性・陰性) ・抗原定量検査による病原体の検出 検体：鼻粘膜拭い液・唾液 検体採取日(月 日) 結果(陽性・陰性)	
13 初診年月日	令和 年 月 日
14 診断（検査）年月日	令和 年 月 日
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日
16 発病年月日(※)	令和 年 月 日
17 死亡年月日(※)	令和 年 月 日
(1、3、11、12、18欄は該当する番号等○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。 (※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。 11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)	

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届	
都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。	
医師の氏名	報告年月日 令和 年 月 日
印	
(署名又は記名押印のこと)	
従事する病院・診療所の名称	
上記病院・診療所の所在地(※)	
電話番号(※)	
(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)	
1 診断（検査）した者（死体）の類型	
・患者（確定例） ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体	
2 当該者氏名	3 性別 4 生年月日 5 診断時の年齢(歳は月齢) 6 当該者職業
7 当該者住所	電話() -
8 当該者所在地	電話() -
9 保護者氏名	10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入) 電話() -
11 症 状	18 感染原因・感染経路・感染地域
・発熱 ・咳 ・咽以外の急性呼吸器症状 ・肺炎像 ・重篤な肺炎 ・急性呼吸器症候群 ・多臓器不全 ・全身倦怠感 ・頭痛 ・嘔気/嘔吐 ・下痢 ・結膜炎 ・嗅覚・味覚障害 ・その他() ・なし	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況：） 2 接触感染（接触した人・物の種類・状況：） 3 その他() ②感染地域（確定・推定） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 ） ※ 複数の国又は地域該当する場合は全て記載すること。 渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日 国外居住者については、入国日のみで可) 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項 ・届出時点の入院の有無(有・無) 入院例のみ(入院年月日 令和 年 月 日)
12 診断方法	この届出は診断書裏面に行ってください
・分離・同定による病原体の検出 検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽拭い液、鼻拭い液、鼻粘膜拭い液、便、唾液、創検材料、その他() 検体採取日(月 日) 結果(陽性・陰性) ・検体から核酸増幅法(PCR法 LAMP法など)による病原体遺伝子の検出 検体：喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽拭い液、鼻拭い液、鼻粘膜拭い液、便、唾液、創検材料、その他() 検体採取日(月 日) 結果(陽性・陰性) ・病原体の抗原の検出(イムノクロマト法など) 検体：鼻粘膜拭い液 検体採取日(月 日) 結果(陽性・陰性)	
13 初診年月日	令和 年 月 日
14 診断（検査）年月日	令和 年 月 日
15 感染したと推定される年月日	令和 年 月 日
16 発病年月日(※)	令和 年 月 日
17 死亡年月日(※)	令和 年 月 日
(1、3、11、12、18欄は該当する番号等○で囲み、4、5、13から17欄は年齢、年月日を記入すること。 (※)欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。 11、12欄は、該当するものすべてを記載すること。)	